

平成 27 年 6 月 1 日

各 位

会社名 株式会社シード  
代表者 代表取締役社長 浦 壁 昌 広  
(コード番号 7743・東証二部)  
問い合わせ先 取締役管理本部長 鎌田 清  
TEL 03-3813-1111 (大代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件について、平成27年6月25日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

事業の多様化及び将来の事業展開に備えるため、定款第2条に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。また、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることとなり、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第26条及び第37条の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

併せて、一部字句及び表現の整備統一等、その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月25日 (第59回定時株主総会)
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営む事を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. コンタクトレンズ及びコンタクトレンズ材料の製造販売並びに輸出入</li><li>2. 医薬品、医薬部外品の製造販売並びに輸出入</li><li>3. 医療用機器、医療用具及び医療用品の製造販売並びに輸出入</li><li>4. 光学機器、通信機器及びコンピューターの製造販売並びに輸出入</li><li>5. 眼鏡のレンズ、フレーム及びその材料の製造販売並びに輸出入</li><li>6. 衣料品及び日用雑貨の製造販売並びに輸出入</li></ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>7. 生命保険の募集、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p><u>8. 当社が開発、取得保有する特許・ノウハウその他知的所有権の譲渡及び貸与などの実施許諾</u></p> <p><u>9. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営む事を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. コンタクトレンズ及びコンタクトレンズ材料の製造販売並びに輸出入</li><li>2. 医薬品、医薬部外品の製造販売並びに輸出入</li><li>3. 医療用機器、医療用具及び医療用品の製造販売並びに輸出入</li><li>4. 光学機器、通信機器及びコンピューターの製造販売並びに輸出入</li><li>5. 眼鏡のレンズ、フレーム及びその材料の製造販売並びに輸出入</li><li>6. 衣料品及び日用雑貨の製造販売並びに輸出入</li><li><u>7. 前各号に附帯または関連する各種機器、装置及び製品のリース業、レンタル並びに修理業</u></li><li><u>8. 生命保険の募集、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></li><li><u>9. 当社が開発、取得及び保有する特許・ノウハウその他知的所有権の譲渡並びに貸与などの実施許諾</u></li><li><u>10. 前各号に附帯または関連する一切の業務</u></li></ol> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>ならびに</u>備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 株主総会は法令または定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>取締役会の決議をもって社長が招集する。但し社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定められた順位により他の取締役が招集する。</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>第18条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 株主総会は法令または定款に別段の定めがある場合の<u>他</u>、取締役会の決議をもって社長が招集する。但し社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順位により他の取締役が招集する。</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の<u>他</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役</p> <p>第20条～第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役</p> <p>第20条～第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u>(業務執行取締役等であるものを除く。との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 取締役会 (条文省略)</p> <p>第27条</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期日を短縮することができる。</p> <p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p>第31条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役 (条文省略)</p> <p>第32条～第36条 (条文省略)</p> <p>第37条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 監査役会 (条文省略)</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算 (条文省略)</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 取締役会 (現行どおり)</p> <p>第27条</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及</u>び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期日を短縮することができる。</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第31条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるものの<u>他</u>、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役 (現行どおり)</p> <p>第32条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 監査役会 (現行どおり)</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるものの<u>他</u>、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算 (現行どおり)</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>